

(広報活動及び広聴活動)

第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならない。
 2 議会は、前項の規定を達成するため、体制整備に努めなければならない。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
3 9	<p>【提案会派意見①】 広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実に至っていない。</p> <p>【提案会派意見②】 逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。</p> 	<p>【提案会派改善案①】 広報協議会での議論を前進させたい。</p> <p>【提案会派改善案②】 個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。ここの逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています) ※条例策定時は時間切れで議論が不充分だったように思う。</p> <p>【議論の結論】 評価としての提案であるため、条文の評価を議題とした際に議論することとしたが、協議を行って行く中で、検証結果をまとめていく議論において、評価は出しにくいという結論に至ったため、本件については、広報協議会で協議し、今任期においては論点整理を行い、次期に申し送ることとした。</p>	無

(議会報告会)

第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。
 2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

第4章 市長と議会の関係

(市長と議会の関係)

第13条 議会は、二代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。
 2 議会は、市長の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
 3 議会は、議案等の審議に当たって、市長に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。
 4 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。
 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

(市長報告)

第14条 議会は、市政の重要事項について、市長の報告を求めることができる。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
4 5	<p>【提案会派意見】 この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。</p>	<p>【提案会派改善案】 もう一度、使い分けについて整理する。</p> <p>【議論の結論】 議長から、この間の市長報告と全員協議会の開催事例に対して運用の認識、整理の仕方等の発言があり、現行の逐条解説の内容のとおり運用ができていたことが確認できた。</p>	無

(全員協議会)

第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

(議会の議決事項)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に規定する議会の議決事項については、議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次に定めるものとする。
 (1) 長期総合計画基本構想の策定、変更及び改廃に関すること。
 (2) その他別に条例で定めるもの

第5章 政策立案に関する調査及び研修

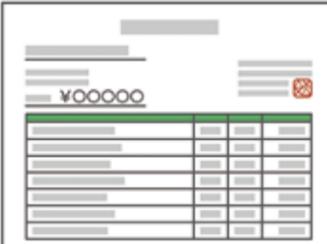
(調査及び政策立案)

第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。
 (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
 (2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
 (3) 必要な調査及び視察を実施すること。
 (4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

(政務活動費)

第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。
 2 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとする。
 3 議会は、政務活動費の使途及び結果について、公開するものとする。
 4 会派は、政務活動費の使途及び結果について、説明責任を果たさなければならない。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
6	<p>【提案会派意見】 「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まったことを反映する。</p> 	<p>【提案会派改善案】 逐条解説③を見直す。</p> <p>【議論の結論】 逐条解説を以下の通り修正することとした。 「③3段落目 また、領収書及び支払証明書についても、平成30年6月から市のホームページで公開しています。 ④会派は、政務活動費に係る収入・支出報告書、支出調書、領収書及び支払証明書について、説明責任を果たさなければならないことを定めています。」</p>	有

(議会事務局)

第19条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。
 2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。
 3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。
 2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。

第6章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

第21条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。
 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)に定めるものとする。
 2 議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第26号)第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

第7章 条例に関する研修及び検証

(条例に関する研修)

第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(条例の検証等)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。
 2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

第8章 委任

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。